

役員報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、役員の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事を常務理事とし、常務理事に対して理事報酬を支給する。その余の理事（非常勤理事）及び評議員及び監事は無報酬とし、実費費用を弁償する。

(支給額)

第3条 第2条の常務理事の報酬支給額は、月額 10,6000 円とする。

(支給日)

第4条 第2条の常務理事の報酬は、毎月月末に支払う。

(総額)

第5条 第2条の常務理事の報酬の総額は、1,272,000 円とし、実費の合計は228,000 円を超えないものとする。

(改正)

第6条 この規定の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

付則

この規定は、2024 年 4 月 1 日から施行する。